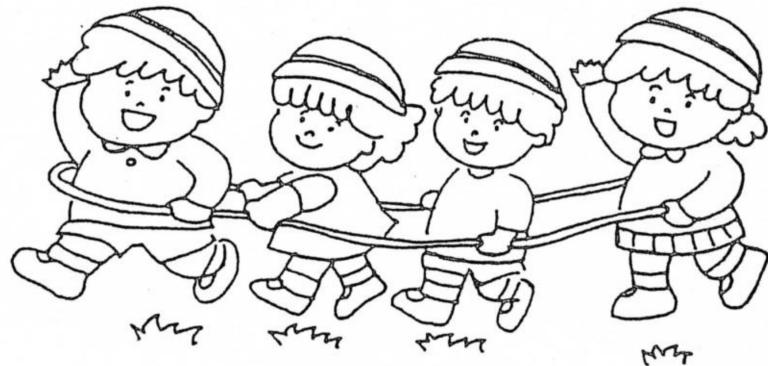


令和6年度新入生・転入生用



「保健のしおり」は、調布市ホームページに  
掲載しております。

調布市教育委員会

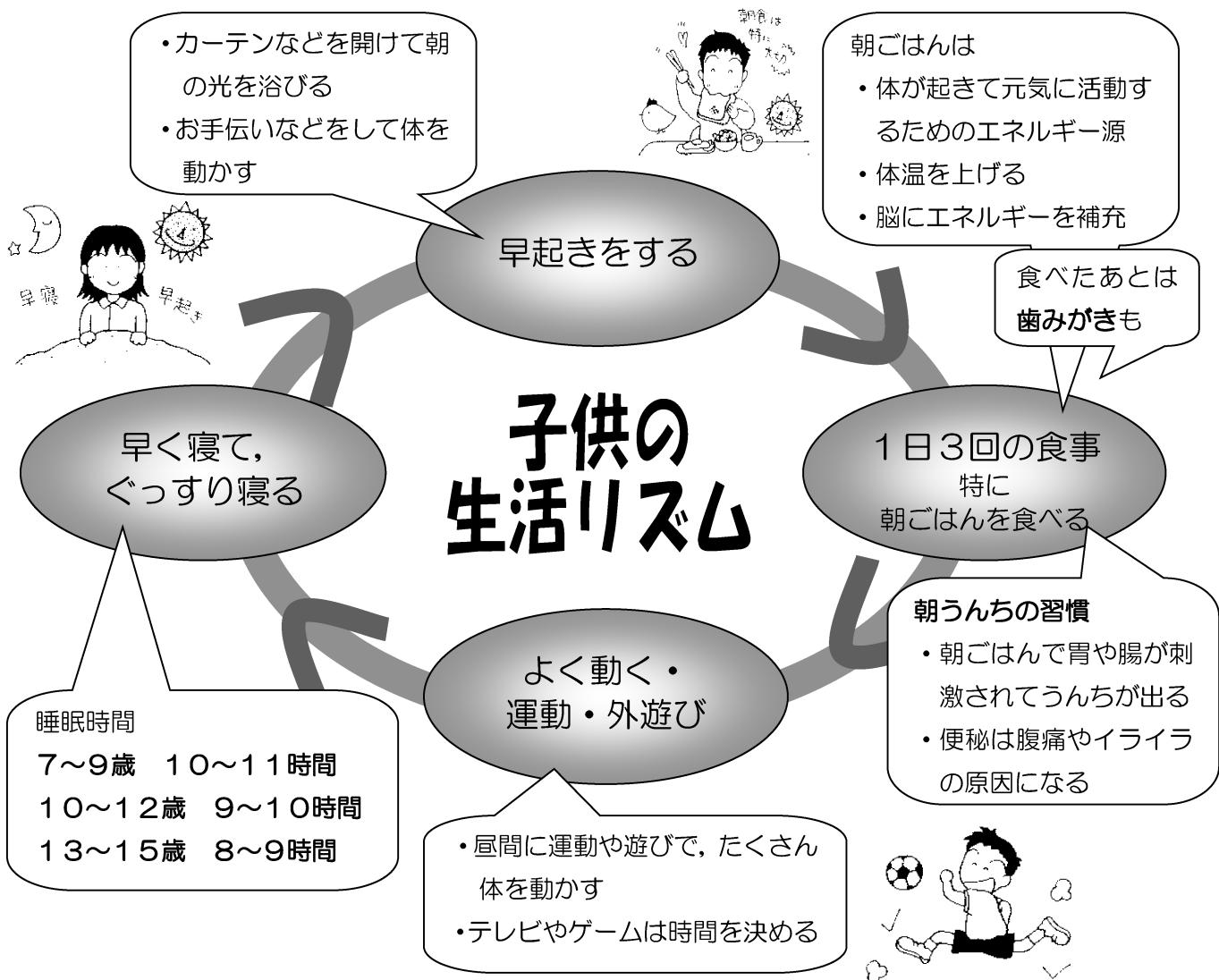


このしおりは、学校保健についてのご理解とご協力をいただくために作成いたしました。  
お子さんが、学校生活を健康で楽しく過ごせるよう、ご家庭と学校とが連携していくたいと考えます。

## 《 もくじ 》

1 健康な学校生活を送るために・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 小学校6年間に受ける検診・検査・・・・・・・・・・・・	2
3 独立行政法人日本スポーツ振興センターの 災害共済給付制度について・・・・	4
4 感染症と出席停止について・・・・・・・・・・・・	6
5 保健室では・・・・・・・・・・・・・・・・	8
6 その他・・・・・・・・・・・・・・・・	8
7 予防接種について ・・・・・・・・・・・・	9

# 1 健康な学校生活を送るために 正しい生活リズムが大切です。



朝、お子さんの様子を見て、登校する前に健康観察をしましょう。

## 観察のポイント \*いつもと比べてみてください

- 顔色がよくない
- 食欲がない
- 便が出ていなかったり、下痢をしていたりする
- 元気がない
- ぐずぐずしている
- ぐったりしている

\*気になることがありましたら、体調などの様子を聞いてみたり、体温を測ってみたりしてください。無理に登校すると、病気がひどくなってしまうことがあります。

## 2 小学校6年間に受ける検診・検査

(1) 学校保健安全法で定められた定期健康診断は、毎年4月から6月にかけて実施します。

※受ける学年に○印がついています。

定期健康診断	検査項目	1年	2年	3年	4年	5年	6年
	身体測定（身長・体重）	○	○	○	○	○	○
	視力検査	○	○	○	○	○	○
	聴力検査	○	○	○		○	
	内科検診	○	○	○	○	○	○
	眼科検診	○	○	○	○	○	○
	耳鼻科検診	○	○	○	○	○	○
	歯科健診	○	○	○	○	○	○
	心臓検診（心音、心電図）	○	1年の時に要管理になった児童・他地区からの転入生				
結核健診	腎臓検診（尿）	○	○	○	○	○	○
	問診・内科	○	○	○	○	○	○
	ツベルクリン反応検査	対象になった児童					
その他	レントゲン撮影	対象になった児童					

その他	小児生活習慣病予防健診※1	△	△	△	○	△	△
	脊柱側わん検診(モアレ検査)					○	
	色覚検査※2				○希望者		

※1 小児生活習慣病予防健診は、学校で腹囲・肥満度を測定します。必要に応じて、指定の医療機関で検査を受けることができます。

△の学年についても、内科検診時に学校医が必要と判断した場合、検査を受けることができます。

※2 色覚検査は希望があれば他学年でも実施します。色の見え方が気になる場合は「保健調査」に記入してください。

### (2) 保健調査について

保健調査は、お子さんの健康状態を把握するために行います。健康診断が始まる前に保健調査を行いますので、必要事項を記入してください。

\*心臓検診、結核健診については、別に問診票を配布しますので記入して提出してください。

### (3) 学校生活管理指導表について

心臓病、腎臓病、アレルギー疾患等で、定期的に通院し医師の管理を受けている疾病については、「学校生活管理指導表」を主治医に記入していただき、学校に提出してください。

\*アレルギー疾患についての対応は、別紙お知らせをご覧ください。

### (4) 健康診断結果について

健康診断の結果は、「健康手帳」や「結果のお知らせ」などによりお知らせいたしますので、必ずご確認いただき、お子様の健康管理にお役立てください。

## (5) 公費で行う検査・検診について

心臓・脊柱側わん検診は第二次検査まで、腎臓検診は第三次検査まで公費で行いますが、それ以降は自費となりますのでご了承ください。

公費で行う検査及び欠席者検診は、遅刻・早退扱いにはなりません。学校以外の検査会場で受診する場合は、登・下校などの予定を、事前に学校へお知らせください。

### 3 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度について

調布市では、市立小・中学校に在学するお子さんの不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます（掛金〈一人年額935円〉は全額公費で負担しています）。

これは、在学中に起こった災害に際して、その治療費や見舞金等の給付を受けることのできる制度で、その概要は次のとおりです。

#### （1）申請の対象になる場合は？

学校管理下で起こった災害（負傷・疾病など）において、

- ① 健康保険適用になる治療で、総治療費が5,000円以上（自己負担割合が3割の場合、窓口での支払いが約1,500円以上）の場合
- ② 後遺障害が残った場合 ③ 死亡された場合

※原則として、交通事故等で他の保険が適用される場合は、対象外です。

※ちょっと共済に関しては、日本スポーツ振興センター災害共済給付との併用が可能です。

＜学校管理下の例＞

- ・登下校中、授業中や休み時間、始業前、授業終了後
- ・学校の教育計画に基づく課外指導中（部活動など）

#### （2）給付金額は？ ※給付について日本スポーツ振興センターの審査があります。

##### ① 医療費

原則として、自己負担額（A）に、療養に伴って要する費用の1割（B）を加えた金額

【例1】保険診療の医療費総額が1,000点（10,000円）で、保険証を使用した場合

（A）療養に要する費用の算定額（自己負担額） （B）療養に伴って要する費用

$$10,000 \text{ 円} \times 3/10 = 3,000 \text{ 円} \quad 10,000 \text{ 円} \times 1/10 = 1,000 \text{ 円}$$

$$(A) + (B) = 4,000 \text{ 円} \text{ (給付金額)}$$

【例2】保険診療の医療費総額が1,000点（10,000円）で、義務教育就学児医療証を利用

したため窓口負担がなかった場合

（A）療養に要する費用の算定額（自己負担額） （B）療養に伴って要する費用

$$0 \text{ 円} \quad 10,000 \text{ 円} \times 1/10 = 1,000 \text{ 円}$$

$$(A) + (B) = 1,000 \text{ 円} \text{ (給付金額)}$$

Q.“ひとり親家庭（マル親）”又は“義務教育就学児（マル子）”の医療証を持っている場合は？

A. 調布市では、学校の管理下で発生したケガや疾病に対しては、この災害共済給付により保障することとしております。このため、原則としてこれらの医療証を使わず、本制度による手続きをお願いします。ただし、手持ちの現金が無かったり、習慣的にこれらの医療証を使ったりすることも考えられます。こうした場合には、受診時にこれらの医療証を提示するとともに、本制度の申請手続きをお願いします。

※※※医療証を利用して自己負担額が0円でも、医療費1割分が支給対象となります。※※※

##### ② 治療用装具・生血料金（医師に治療に必要と認められたコルセット等の装具や輸血の費用）

原則として医療費と同様。

※治療用装具の費用は一旦全額（10割）を装具製作会社等に支払い、支給基準に該当するもののみ給付されます。また、保険適用の装具であれば、7割分が健康保険から療養費として払い戻されるので、加入されている健康保険組合にご確認ください。

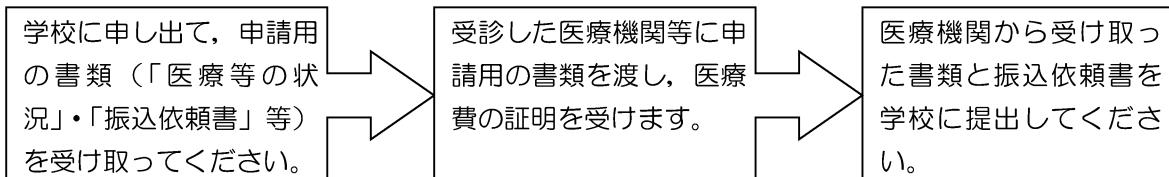
##### ③ 障害見舞金・死亡見舞金

障害等級、死亡原因により規定された金額

**Q. “生活保護受給世帯”の場合は？**

A. 生活保護費により補助を受けているため、医療費・治療用装具代・生血料金支給の対象とはなりません。ただし、死亡見舞金と障害見舞金は給付されます。

**(3) 給付手続き方法**



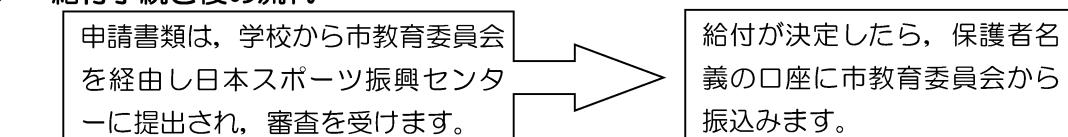
※1ヶ月の外来療養・入院療養・治療用装具代等それぞれの額が、70,000円を超えた場合は、「高額療養状況の届」の添付が必要となります。

※医療費の給付は初診から最長10年間です。

※受診した月から2年間請求を行わなかった場合は、時効により給付を受けられなくなります。

※申請書類に係る文書料に関しては、多くの病院・薬局では無料にしてくださっていますが、まれに文書料がかかる場合があります。文書料は給付の対象になりません。

**(4) 給付手続き後の流れ**



※給付金をお支払いできるのは、学校に用紙が提出されてから最短で2~3ヵ月かかります。

**(5) 選定療養費について**

大学病院や総合病院のように大きな病院（ベット数が200床以上）は、通常の医療費とは別に選定療養費（病院が定める特別料金）を自費で負担することになります。選定療養費に関しては、医療保険診療外のため、給付の対象にはなりません。

※地域の病院や診療所等からの紹介状がある場合、選定療養費はかかりません。学校での負傷等で緊急を要する場合や、修学旅行等の校外活動時は、紹介状を取り寄せることができないため、選定療養費がかかることがありますので、ご了承ください。

※選定療養費が必要な近隣の病院は以下のとおりです。（令和6年1月時点の状況です。詳細については、受診医療機関にお問い合わせください。）

東京慈恵会医科大学附属第三病院（狛江市）・武蔵野赤十字病院（武蔵野市）

杏林大学医学部付属病院（三鷹市）・国立成育医療研究センター（世田谷区）・至誠会第二病院（世田谷区）

**(6) 時間外選定療養費について**

二次・三次救急医療機関等で、時間外診療を受けた場合、通常の医療費とは別に時間外選定療養費が加算される場合があります。時間外選定療養費に関しては、医療保険診療外のため、給付の対象にはならず、自己負担になります。詳細については、受診医療機関にお問い合わせください。

**(7) その他**

調布市では、独立行政法人日本スポーツ振興センターとの災害共済給付制度とは別に、学校管理下で起こった災害において、入院が2週間以上となる負傷及び疾病、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行規則の定める14級以上の障害、死亡等の場合に見舞金を支給する制度があります。

## 4 感染症と出席停止について

以下の感染症にかかった場合は、出席停止扱いとなり欠席にはなりません。速やかに学校にお知らせください。また再登校する時には、所定の用紙（「登校・登園許可申請書」又は「登校・登園許可証明書」）が必要となります。

「登校・登園許可申請書」と「登校・登園許可証明書」のどちらを使用するかは、り患した感染症により異なります。詳細は次ページのフロー図をご参照ください。なお、この書類は学校で受け取るか、市又は学校のホームページからダウンロードしてご使用ください。

### (1) 出席停止期間の基準

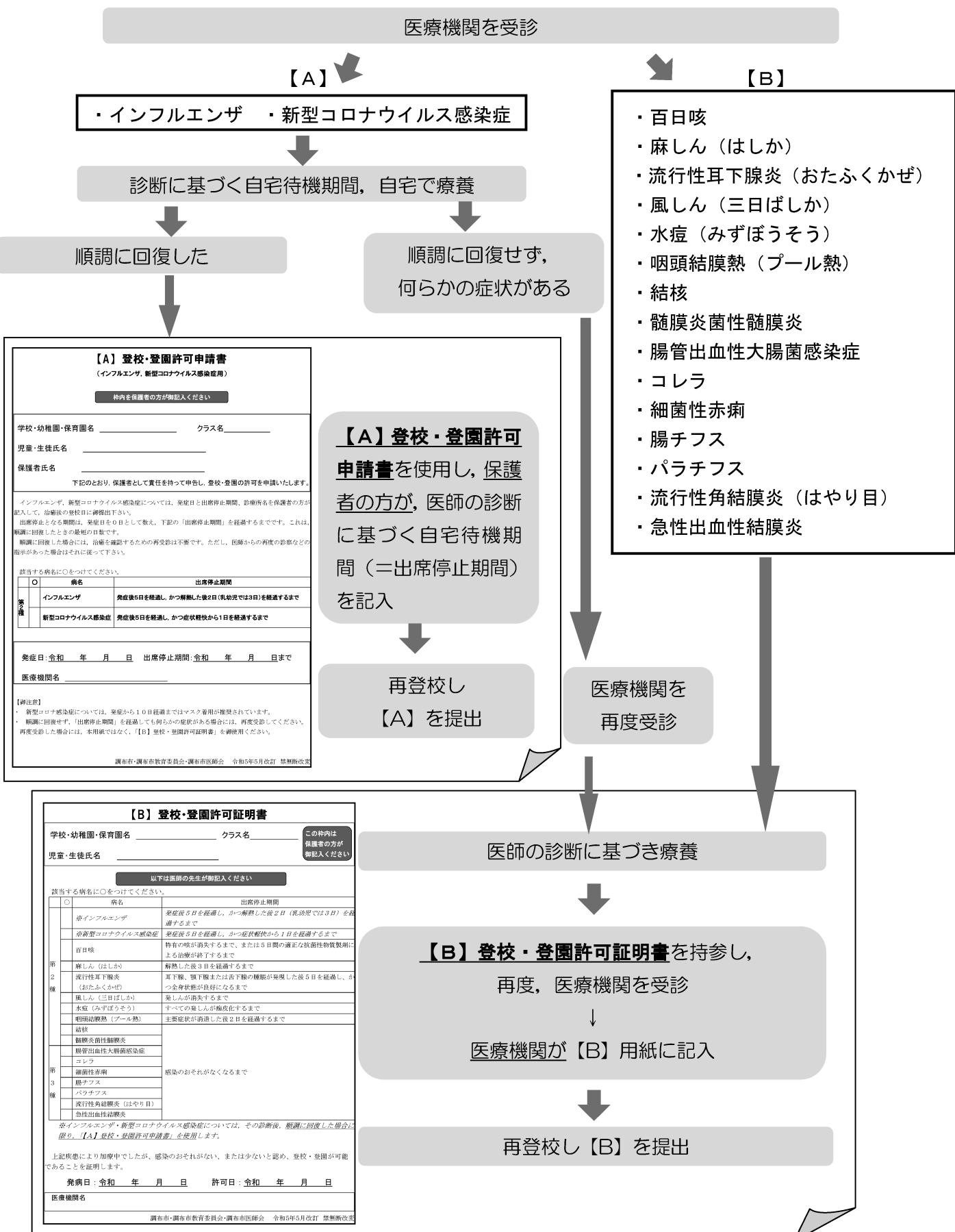
	○	病名	出席停止期間
第 2 種		※インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日（乳幼児では3日）を経過するまで
		※新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ症状軽快から1日を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
		麻しん（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、頸下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
		風しん（三日ばしか）	発しんが消失するまで
		水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
		咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
第 3 種		結核	感染のおそれがなくなるまで
		髄膜炎菌性髄膜炎	
		腸管出血性大腸菌感染症	
		コレラ	
		細菌性赤痢	
		腸チフス	
		パラチフス	
		流行性角結膜炎（はやり目）	
		急性出血性結膜炎	

※インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症については、その診断後、順調に回復した場合に限り、「A 登校・登園許可申請書」を使用します。

その他の感染症として、手足口病・ヘルパンギーナ・伝染性紅斑・溶連菌感染症・ウイルス性肝炎・マイコプラズマ感染症・帯状疱疹・突発性発疹・流行性嘔吐下痢症などがありますが、調布市医師会小児科医会では、医学的見地より、他の児童への感染予防の目的のためには、通常は登校を禁止する必要はないと考えています。このため、原則としては、出席停止になりません（「登校・登園許可申請書・証明書」は不要です。）

(2) 感染症に罹患した場合に御提出いただく証明書の分類

感染症によって、御提出いただく証明書が異なりますので、下記フローにより御確認ください。



## 5 保健室では

お子さんが健康に学校生活を送ることができるよう、健康診断・健康相談・保健指導・応急処置をします。(緊急時のために下着や生理用品も用意しています。)

学校でケガをしたり体調が悪くなったりしたときは、必要に応じてご家庭にお迎えをお願いいたします。

また、学校から病院を受診する必要がある場合には、保護者の同伴をお願いいたします。

## 6 その他

### (1) 緊急時の連絡先をお知らせください

ケガや病気で、ご家庭に“緊急連絡”をすることがあります。このような時にすぐに連絡が取れるように、別途学校の指定する用紙の提出をお願いします。

※お勧めの場合は、勤務先への連絡方法（電話番号 内線番号等）もお知らせください。

※勤務先の変更や、年度の途中からお勤めにでられた時は、忘れずにお知らせください。

※外出するときは、何時頃まで不在であるとか、どこに行く予定である等々をお子さんに知らせておいてください。

### (2) 学校を欠席・遅刻・早退する場合

各学校専用の「欠席者連絡メール」等を使って、その旨を連絡ください。

### (3) こころの健康

学校における身近な相談員としてスクールカウンセラーが勤務しています(おおむね週2回)。

お子さんや保護者、教職員からの日ごろの思いを聞きながら相談を受けます。

## 7 予防接種について

令和5年12月

予防接種には、予防接種法によって対象疾病、対象者及び接種期間などが定められた定期接種と、それ以外の任意接種があります。

### (1) 子どもの定期予防接種

**「麻しん（はしか）風しん 第2期」予防接種の対象は、小学校入学前の令和6年3月31日までです**

入学準備と合わせて、お子さんの予防接種がお済みかどうか母子健康手帳を確認しましょう。

まだ受けていない予防接種がある場合は早めの接種をお勧めします。

定期予防接種の対象年齢内であれば無料で受けることができます。

**費用**

対象年齢の方は無料（公費負担）

**実施場所**

指定医療機関 ※1

**持ち物**

母子健康手帳、健康保険証、予診票（お手元にない場合は市内指定医療機関で受け取るか、健康推進課にお問い合わせください。）

★色つけ部は小学校入学後に対象となる予防接種です

種類	回数	対象年齢
ロタウイルス ※2	2	出生6週0日後～24週0日後
	3	出生6週0日後～32週0日後
ヒブ ※3	初回	3
	追加	1
小児用肺炎球菌 ※3	初回	3
	追加	1
B型肝炎	3	1歳未満
四種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化 ポリオ)	第1期初回	3
	第1期追加	1
BCG	1	1歳未満
麻しん（はしか）風しん ※4	第1期	1歳～2歳未満
	第2期	<u>小学校入学前の1年間</u>
水痘（みずぼうそう）	2	1歳～3歳未満
日本脳炎	第1期初回	6か月～7歳6か月未満
	第1期追加	1
	第2期	9歳～13歳未満
二種混合（ジフテリア・破傷風）	第2期	11歳～13歳未満
HPV（ヒトパピローマウイルス）※5	2又は3	小学6年生（12歳相当）～ 高校1年生（16歳相当）の女子

- ※1 指定医療機関は、市または調布市医師会のホームページをご覧いただくか、健康推進課にお問い合わせください。
- ※2 接種するワクチンの種類によって対象週齢・回数が異なります。
- ※3 接種開始月齢（年齢）により接種回数が異なります。
- ※4 対象期間内に接種できなかった場合、7歳6か月末満まで無料で予防接種を受けることができます。⇒下記「(3) 調布市が独自に行う法定外予防接種（無料）」をご覧ください。
- ※5 接種開始時の年齢、ワクチンの種類及び接種間隔によって回数が異なります。

## (2) 任意予防接種（有料）

任意接種は、定期接種以外の予防接種で、被接種者（お子さん）・保護者と医師との相談により、接種した方が良いと判断したときに接種するものです。接種は任意です。

種類	回数	対象年齢
おたふくかぜ	2	1歳以上 日本小児科学会は、1歳と小学校就学前1年間の2回接種を推奨しています。
季節性インフルエンザ	6か月以上 13歳未満は2回 13歳以上は1回	6か月以上

## (3) 調布市が独自に行う法定外予防接種（無料）

### 麻しん（はしか）風しん

麻しん（はしか）風しん定期予防接種（第1期・第2期）の対象年齢内に接種することができなかった場合、法定外予防接種を受けることができます。接種を希望される方は、直接市内指定医療機関（※1）にお問い合わせください。

対象者	2歳以上7歳6か月末満（定期予防接種の対象者を除く）
回 数	1回又は2回
費 用	無料（公費負担）
実施場所	市内指定医療機関
持ち物	母子健康手帳、健康保険証、予診票（お手元にない場合は市内指定医療機関で受け取るか、健康推進課にお問い合わせください。）

予防接種についての問い合わせ  
調布市福祉健康部健康推進課  
☎042-441-6100

---

発行日 令和6年1月  
発行 調布市教育委員会教育部学務課  
〒182-0026 調布市小島町2-36-1  
☎042-481-7475 (保健給食係)  
印刷 庁内印刷

---

☆ 本冊子内のイラストの出典 ☆

表紙：市内小学校元教諭（図工）

表紙以外：コマザキ先生のほけんだより（駒崎亜里 著 東山書房）



